



環管第504号

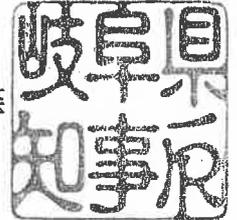
令和4年2月22日

岐阜県環境審議会

会長 佐治木 弘尚 様

岐阜県知事

古田 肇



第9次水質総量削減に係る総量削減計画の策定
及び総量規制基準の設定について（諮問）

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の規定に
基づき、第9次水質総量削減に係る総量削減計画の策定及び総量規制基準
の設定について貴審議会の意見を求めます。



諮 問 理 由

水質総量削減制度は、水質汚濁防止法に基づき伊勢湾等の広域的な閉鎖性水域について、排水基準のみによっては環境基準の達成が困難な水域の水質改善を図るため、総合的・計画的に汚濁負荷量の削減を目指す制度です。昭和54年に総量削減制度が導入され、8次にわたり化学的酸素要求量（COD）を対象に、さらに第5次からは窒素及びりんを追加して総量規制基準を定め、水質総量削減の推進に努めてきたところであり、現行の第8次水質総量削減は、令和元年度を目標年度として汚濁負荷量の削減を進めてきました。

国は、閉鎖性水域（伊勢湾）の水質改善がまだまだ十分ではないことから、今後も引き続き水質総量削減を実施する必要があるとして第9次水質総量削減を実施することとしました。

これに伴い、県は同法第4条の3第1項の規定に基づき、第9次水質総量削減における総量削減計画の策定を、同法第4条の5第1項の規定に基づき、第9次水質総量削減における総量規制基準の設定を行います。

水質総量削減は、自然と人が共生する持続可能な「清流の国ぎふ」の実現に向けて、安全・安心で健康的な生活が送れる環境を確保し、豊かで美しい清流を新たな世代に引き継いでいくための施策の一つであり、岐阜県の河川の水質を守るのみならず、海のない本県から伊勢湾の水環境の保全に資するものとして期待されます。

については、第9次水質総量削減に係る総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定について貴審議会の意見を求めるものです。